

知っておきたい 押さえておきたい 医療制度の基礎講座

医療界の “憲法”を知ろう!! —医療法と医療関連法規—

河合吾郎 河合医療福祉法務事務所/行政書士・社会福祉士

かわいごろう ●静岡県浜松市生まれ。中央大学経済学部卒業。2001年社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷浜松病院に入職し、医事課・医療情報センター・経理課などを経験。在職中に行政書士・社会福祉士・個人情報保護士などを取得し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行うことで地域医療の発展に貢献することを目指している

最も基本となる 医療法と医療関連法規

診療所に勤務されている皆さんは普段、医療法を目にする機会はありませんか？ 診療報酬に関する保険点数や医療保険制度については、勉強されることも多いかと思いますが、それらに比べて、医療法や医療関連法規に触れる機会は少ないのではないのでしょうか。しかし、これらは日常の医療を提供するうえでのルールを定めた最も根本となる法律であり、必ず知っておく必要があります。そこで本連載の第1回目は、医療法と医療関連法規について解説します。

日本の近代医療制度は、1874年の医制の発布に始まりました。その後、各府県における病院・診療所取締規則の制定、国民医療法の制定を経て、1948年に医療法が成立しました。

医療法上における「診療所」の定義については、診療所にお勤めの皆さんであれば、ご存知かと思いますが、次のようになります。

『この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科

医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう(医療法第1条第五項第二号) 19床以下または無床の医療機関を診療所と定義しており、それに対して「病院」は20床以上ということになります(医療法第1条第五項第一号)。

管理者の監督義務等について定められています。 第五章 医療提供体制の確保 基本方針や、医療計画に定める事項等について定められています。 第六章 医療法人 医療法人の設立や管理、解散や合併等について定められています。 第七章 雑則 第八章 罰則

医療法はこれまで 5回も改正されている

医療法第1条の最初には目的や医療提供に関する理念が示されています。以下、第一章から第八章までは次のとおりです。

第一章 総則
医療法の目的や医療提供の理念、医師・看護師・薬剤師等の責務などが定められています。

第二章 医療に関する選択の支援等
医療に関する情報の提供や診療科名、広告制限等を規定しています。

第三章 医療の安全の確保
国や病院・診療所の管理者の責務、医療安全センター等が定められています。

第四章 病院、診療所及び助産所診療所開設届、院内掲示義務、

医療法は、制定されて以来、今日まで5回改正されてきました(表1)。「非営利性」と「透明性」をキーワードとした医療法人制度改革が行われた、第5次の医療法改正は記憶に新しいかと思えます。社会医療法人制度の制定や、医療法人の附帯業務の拡大、理事・監事・社員総会等の医療法人の内部管理体制の明確化や、医療法人の決算等の書類作成・閲覧等に関する規定の整備が行われました。そして2006年の医療法改正以降は「出資持分なし」の医療法人の設立しなくてはならなかったという点が大きなポイントです。

表1 医療法改正の流れ

西暦	主な内容
1985年	第1次医療法改正 病床規制
1992年	第2次医療法改正 療養型病床群・特定機能病院の導入
1998年	第3次医療法改正 地域医療支援病院の創設
2000年	第4次医療法改正 病床区分の見直し
2006年	第5次医療法改正 4疾病5事業の地域医療計画の作成 社会医療法人制度等

表2 各専門職種と関連する法律

職種(資格)	法律
医師	医師法
看護師・保健師・助産師・准看護師	保健師助産師看護師法
薬剤師	薬剤師法
理学療法士・作業療法士	理学療法士及び作業療法士法
言語聴覚士	言語聴覚士法
臨床検査技師	臨床検査技師等に関する法律
放射線技師	診療放射線技師法
臨床工学士	臨床工学士法
精神保健福祉士	精神保健福祉士法
社会福祉士・介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法
視能訓練士	視能訓練士法
管理栄養士・栄養士	栄養士法

そもそも「出資持分」とは何かという点ですが、株式会社という「株式」と似たような意味で捉えていただければと思います。旧法の出資持分有医療法人では、社員退社の際などに出资额に応じて利益を払い戻すことができました。

それでは医療法人の運転資金が減って、経営が不安定になり安定した医療の提供ができなくなる可能性があります。07年の医療法改正以降は「出資持分なし」の医療法人の設立しなくてはならなくなりました。ただし、従来の「出資持分あり」の医療法人は「経過措置型医療法人」として、当分の間その存在が認められました。

医療法には、医療機関を運営していくうえで大切なことが書かれています。今回のお話が医療法に触れるきつ

かけになりましたら幸いです。

各専門職を規定する 医療関連法規

医療機関は、医師・看護師・薬剤師をはじめ、さまざまな資格を持ったスペシャリストが集まることで成り立っているのは言うまでもありません。たとえば、医師は「医師法」により医師全般の職務や資格などを規定しているように、各職種の資格についても法律によって定められています。資格と法律の関係は表2を参照ください。自分の職種に該当する法律については、一度内容を確認してもらえればと思います。

診療所や病院では、医療法以外にもさまざまな法律に基づき運営されています。診療所開業から実際の運営という流れでみていくと、診療所を開業する際にはまず場所(土地と建物)を確保しなくてはなりません。その場合は民法や建築基準法、あるいは借地借家法なども関係してくるかもしれません。

次に、スタッフの採用があり、各種労働法規が関連してきます。

実際には診療所を運営していくうえでは、保険請求であれば健康保険法、労災の患者さんに関しては労働者災害補償保険法、その他各種公費の関連法規もあります。たとえば、生活保護の方であれば、これは生活保護法で規定があります。保険制度・公費制度につきまして、第2回で詳しくお話しします。

近年では個人情報保護法に基づく院内の体制づくりも大切になってきました。そのほか、労働基準法や薬事法など皆さんの関連法規があります。これらすべてを理解するのは難しいと思いますが、自分の業務に関連する法規については、一度目を通されることをお勧めします。

近年では、診療所もコンプライアンスに則った運営が求められています。関連法規を確認することはとても大切です。同時に、必要な院内規定の整備も併せて確認しておきましょう。